

平成30年6月定例会 総務委員会（付託）

平成30年6月25日（月）

〔委員会の概要 経営戦略部・監察局関係〕

喜多委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（13時03分）

これより、経営戦略部・監察局関係の審査を行います。

経営戦略部・監察局関係の付託議案については、さきの委員会において、説明を聴取したところではありますが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けることにいたします。

なお、理事者各位に申し上げます。

当委員会において、議案等の説明及び報告の際には、座ったままでなされますよう、よろしく申し上げます。

【報告事項】

なし

吉田経営戦略部長

理事者におきまして、報告すべき事項はございません。

よろしくようお願い申し上げます。

喜多委員長

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

樫本委員

昨年に続き、今年も総務委員会に所属することになりました。昨年の経営戦略部・監察局関係では、余り質問した記憶が残っておりません。県民環境部ばかりに明け暮れたような気がいたしておりまして、大切な財政問題についての議論ができておりませんので、今日はこの財政問題についての理事者の見解、そして私の考えを述べていきたい、こんなふうに思うところでございます。

今、社会は、非常に複雑多様化、そして少子高齢化が進んでいるわけでもございまして、今までのような経済が伸びる、そして人口が増えるという時代の財政構造とは全く違う、逆の方向の財政構造にしないと対応していけない、そんなふうに思います。

具体的に申し上げますと、例えば6月8日の地元紙のトップ記事でございまして、「南海トラフ『国難』レベル、20年間の被害1,410兆円」というタイトルで記事が出ていました。この中身について、皆さん方よく読まれたと思うんですが、南海トラフ巨大地震が発生すると、従来は内閣府の統計によると220兆円の損害を被る、被害が出るんだというお話でございました。しかし、これをもっと精査して違った視点から見ると、土木学会では1,410兆円の被害が出ると。これは、発災をしたその日、またその直後の損失は170兆

円。そして、災害復旧ができて通常の経済活動ができるようになるまでは、およそ20年間と見込んで、これが1,240兆円ということでございます。合わせて1,410兆円という数字は、国家予算の約14年分に当たります。今、国家予算は97兆7,000億円ぐらいでございますから、放置しますと14倍のいわゆる大損害、大被害が発生するということになります。

やはり、事前防災として何か対策をしていかななくてはならない。インフラを中心に、鉄道、バス、道路、橋といった公共インフラを、しっかりと迎え撃つ対策をすることによって、被害の軽減が図られるということなんです。こういう対策をいたしますと、3分の1、30%ぐらい被害が軽減できると、こういう土木学会の指標試算が出てきたわけでございます。やはり、まるまるの1,410兆円ということになりますと、これはもう国家がとんでもないことになります。アジアの貧乏国になってしまうわけでございますから、こういったことは絶対に防がなくてはなりません。

しかし、国の予算を見てみますと、2018年の予算でも1,600億円ぐらいの僅かな金額で、事前防災を図っていこうというのが国の考えです。これだけでは、私はなかなか道路、橋、こういった公共インフラの保全に向けた強化対策はできない。こんなふうに思っておるわけでございます。

そして、ほかにも財政的需要が非常にたくさんあります。福祉も、高齢者福祉、障がい者福祉から若者中心、子供への福祉へも傾向が広がってまいりました。全世代型の福祉への需要が進んでおるわけでございます。いわゆる人口を維持しようという方向から、これもやらなくてはならないことでございます。また、教育についてもそうでございますし、あらゆる面で財政費用は膨らんでまいります。普通に行きますと、これはなかなか切り捨てることができません。一生懸命頑張って、財政当局の不断の努力によって何とか克服をして、徳島型の財政運営で日本中のモデルとなるべくその姿を示していただきたいと、私はそんなふうに願っておるところでございます。

これから、順次お伺いをいたします。徳島県の財政をいかに良くしていくかという視点から、質問の中で新たな提案をいたしたいと思っております。

まず、財政課長にお伺いをいたしますが、財政運営の基本指針について、平成29年度から平成31年度を目途とする3年間の計画が立てられておりますが、それについて語っていただきたいと思っております。

平井財政課長

ただいま、樫本委員から、財政運営の基本方針につきまして御質問を頂戴したところでございます。

お話にもございましたように、平成29年度から平成31年度を改革期間といたします、財政構造改革基本方針を策定いたしております。その中に、基本的な方針といたしまして、県民目線、現場主義に立ちました、今お話にもございましたような、例えば南海トラフ巨大地震対策、地方創生推進といった今後必要な事業の推進、それと財政の健全化、その二つを両立させて、徳島の新未来を創造していくというために、やはり将来にわたり持続可能な財政運営が非常に重要であるという基本認識の基に、その具現化に向けて、これまでも改革を進めてきているわけでございます。そういった成果を踏まえつつ、更に知恵と工夫を凝らしました歳入改革、歳出改革を推進いたしまして、新次元の財政運営に取り組む

ことが不可欠であるというように基本方針にも明記されているところでございます。

このような取組をしっかりと進めることで、強じんできなやかな財政基盤を確立することが強く求められているところでございまして、財政課長として、常に肝に銘じ、日々の業務、財政運営に臨んでいるところでございます。

樫本委員

持続可能な財政運営の具現化のために、今までやってこられた改革の成果を踏まえながら、新しい次元の財政構造改革を進めるというお話でございましたが、今まで行ってきた財政改革は、具体的にどんなことをしてこられましたか。

平井財政課長

これまでもおきまして、大きくは歳入の改革、歳出の改革でございます。

歳入につきましては、本県は基本的には地方交付税でございますが、地方債といった依存財源に頼らざるを得ない構造でございます。そういった中で、いかに自主財源を確保していくかという中で、ネーミングライツでございますとか、今回の補正予算でも提出させていただいておりますクラウドファンディングといった取組がございます。歳出改革につきましては、従前のバブル崩壊後の国の経済対策にしっかりと対応していこうという歴史の中で、やはり県債残高が非常に増してしまった結果、非常に財政運営が厳しくなったという過去もございます。そういった教訓を踏まえまして、バランスの取れた歳出ということで、現在の財政構造改革を打ち立てまして、必要な見直しも進めてまいったという状況でございます。

樫本委員

歳入、歳出両面から構造改革をして、ある一定の成果は収めているということは認めます。そして、今具体的に、新次元の財政運営をやりたいというお話でございました。

新次元というのは、どういうことを新次元とおっしゃりたいのか、お伺いしたいと思います。

平井財政課長

財政構造改革基本方針の中に明記されております、この新次元の意味合いでございます。これまでの成果を踏まえつつ、温故知新の精神でもって、前例にとらわれず、正に新たな発想の下、歳入確保、それから歳出改革を積極的に推進していこうという意味合いが、この新次元の財政運営という言葉に込められていると認識いたしております。

樫本委員

新たな発想の下に歳入確保や歳出削減を図っていくということで、新たな発想として思い出されるのは、PFIとか、行政需要が社会の変化によって変わってきて不必要となった県有財産の売却なども進めてきたわけです。その成果について、ここのところ毎年ずっと委員会や審議会か作って、将来的に必要なでないだろうと見込まれる財産について処分をして、県の財政の中で活用してきましたが、これは相当まだたくさん残っていると思うん

です。このまま今までどおりにいくんだったら、一歩進んでない従来のやり方なんですけど、一歩先に新次元として更に進めていくということが、今求められていると思うんです。そういった観点、切り口から、今の現状をどういうふうに感じておられますか。

平井財政課長

歳入の確保対策の一環といたしまして委員からお話がありましたように、未利用財産を活用しての確保策ということについて、これまでも取り組んでまいったところでございます。

その前提といたしまして、やはり既存ストックにつきまして、徳島県としてできるだけ有効に活用していこうではないかという発想で取り組んできた経緯があると考えております。新しい財政需要に応えるために、新築や改築といった手法もあるわけですが、まずは、既存の土地や建物を活用して、余り財政に負担をかけないような政策の展開はできないのかというのを考えた上で、一定の役割を終えて、これはもう県行政としては活用する見込みは当面ないという財産につきましては、インターネットを活用するような公募型で広く民間の皆様に財産の売却をいたしまして、新たな歳入確保に努めてきた経緯があると認識しているところでございます。

樫本委員

活用の見込みがなくなったレガシーに対して、それを処分して、新しい歳入として活用してきました。いろいろと行政は今、形が変わっております。

午前中は公安委員会の審査をいたしておりましたが、公安委員会におきましても、警察署の再編、それから派出所、交番、駐在所の再編などいろいろと再編が進んで、将来的には活用されないようなレガシーがいっぱいあります。それから、教育委員会、農林、商工と、あらゆる所に余った活用されてないレガシーがたくさんあります。不動産は今、人口減少の局面に入っていますから、毎年のように下がる。ところが、県の売却は下がらない。これは、思い切った処分をそのときそのときでやっていかないと、維持費に負担が掛かる。別の形に変える、これを県民の福祉の向上に役立てるわけですから無駄ではないんです。

一番言いたいのは最初に申し上げましたように、30年以内に80%の確率でやってくるだろう、いわゆる大災害を迎え撃つという形の中に、そういった対策をインフラ確保のために導入していくということは、何も無駄ではない。これは、必ず次の時代のために生きてくる投資なんです。それを民間の資金で買い取っていただいて回していったら、県民の福祉の向上は大幅に改善し、日本の各地に地方創生を行ったように各地に通じる政策になると思います。そういった考えについて、どういう認識ですか。

平井財政課長

ただいま委員から、これまでもそういった未利用財産に着目して取り組んではきているが、更に徳島県として所有している未利用財産を改めて洗い出した中で、それ以上の取組を進めていってはどうかという積極的な御提言を頂いたところでございます。この御趣旨

については正しく、おっしゃるとおりであるというふうに考えているところでございます。

樫本委員

御理解を頂いたようでございますが、例えば、ここのところ月2回ぐらい日本経済新聞の両面で東京の不動産の売却、マンションの一棟売りの広告が出ています。いわゆる東京は今、住宅の供給過剰です。事務所も供給過剰だと私は思っています。東京は、圧倒的に住宅が多すぎる。それを早く売り逃げしたいという作戦が、あの広告の中にあると思う。これを誰が買うかといったら、地方の人が買っていくんです。今ならまだオリンピックの前まではいけますが、これから後、特にたくさん東京でも空き家が出てきます。公営住宅も民間のマンションも空き家が出てくるだろうと私は思っておるんです。

そこで戦後、ローカルから都市部、また利便性の低い中山間から利便性のいい平地部分に多くの人が出てきました。県西部、県南部からも出てきて、低所得者のための住宅の確保、福祉の向上ということで県営住宅、市営、町営住宅がたくさん建設されました。今、住宅は確実に過剰です。徳島県はデータによりますと、空き家も17%あるんでしょう。こういった住宅の確保、利用も含めて、私は、もう県営住宅は時代の役割を終えたと思っております。

例えば、今日は県営住宅に的を絞っていますが、これを持ち続けるということは、費用対効果でいったら、悪いけど生産性が低いです。行政の皆さんがやっている住宅政策を民間に任せますと、もっと安く良質の住宅、いいサービスが続けられると私は思っております。確信を持っているんです。県営住宅のいろいろ補修とか、メンテナンスでもなかなか対応が遅い。これを民間に任せるとスピーディーに対応して、利用者の利便性が高くなって、非常に評判が良くなると、私はそう思っております。

そこで、今、県営住宅は何戸あるんですか。

平井財政課長

県営住宅の総数について御質問を頂いたところでございます。いろいろ内訳はあるかと思えますけれども、約4,500戸くらいであったかと思えます。

樫本委員

県営住宅だけで4,500戸。このうち、PFIで再投資したのがありますよね。これはまだごく僅かです。余りどんどん進んでいくと、なかなかこの問題はやりにくくなるので、今ならやれる。そして、これに伴って、市町村でも住宅を建てています。空いた所がいっぱい出ています。民間の一戸建ての住宅も空いている状態、そして民間マンションもきちっとメンテナンスをやっている所は埋まっていますが、メンテナンスの悪い所は空室が目立っております。

県の持っている住宅、県営住宅の立地というのは、割と公共交通もいい場所に来ていますんで、今だったら私は売れると思う。どんどん売却を進めて、この資金で、徳島県の安全で安心な街づくりのほうに、被害を低減させられるような投資をどんどん進めていくべきだと思っておりますが、これについてどうでしょう。

平井財政課長

県営住宅に着眼されまして、その関わり方を改めて考えることによって、歳入もという観点での御提言と承知しております。

県営住宅に関しまして、歳出の削減、それから新たな歳入の確保という観点から委員からもお話がございましたけれども、これまで、徳島県といたしましても、PFI方式を導入いたしまして、例えば、建築・管理面で民間を活用する形でコスト縮減に努めてまいった経緯もあります。さらに、そういった団地の再編統合によって生じた土地を民間に売却することによって、新たな歳入確保を行ってきたという経緯もあるわけがございます。

さらに、これも申し上げるまでもないところでございますけれども、公営住宅につきましては、これも委員からお話ございましたように、住宅に困窮される低所得者の皆様に対して、低廉な家賃の住宅を供給していこうという社会福祉の観点からの政策という重要な使命を担っているところでございます。また、県営住宅につきましても、市町村営住宅の役割をしっかりと補完するという役割も有しているところでございます。

そういったいろいろな観点を勘案していく必要があるというように今、思っているところでございますけれども、委員から頂きました、県営住宅に着目して新たな歳入を考えてみてはどうかという観点につきましては、全く新しい斬新な御提案ではないかというように受け止めさせていただいているところでございます。

樫本委員

はっきりしないね。新しい提案と受け止めるのはなかなか難しいような感じと受け取ったんですが、県営住宅が低所得者のための住宅の提供を担保するという、これは当たり前でよく分かっています。福祉事業を公共だけでやるのではなくて、民間でやっても構いませんよ。民間でできることはしていただいたら、安いコストで良い管理ができると思います。そうすると利用者である低所得者の、いわゆる福祉の向上につながると考えますがどうでしょうか。もうちょっと思い切って、はっきりと言ってください。

平井財政課長

県営住宅、そういった住宅行政の在り方という観点でも、より民間の活力の活用を検討していくべきではないのかということでの御提案が改めてあったところでございます。

この点につきましては、正しく県の住宅行政をつかさどっております県土整備部とも一緒になりまして、県としての住宅行政の在り方でございますとか新たな財源確保策の在り方、そういった両面から現在の公営住宅補助の制約がどういったところにあるのか、あと、恐らく現在の県営住宅については国庫補助金が入ることだと思いますので、そういったことについても返還がどうなるのか、どのようなあい路があるのかということも含めまして、初めての御提案ということもございますので、一度、県土整備部と一緒にあって、しっかりと検討させていただければと思っているところでございます。

樫本委員

県土整備部と一緒に検討したいということなのですが、県土整備部は、国土交通省の住宅局から全国の都道府県のおよそ住宅課に、一人ずつ配置しています。これで国の住宅政策、組織を守ろうとしている。もうこれは古い、今の時代に合わない。そういう組織は、早く解体しなければいけない。少しの補助金で地方のコントロールをしている。もうそんなのは必要がない。

4,500戸の県営住宅があって、一世帯当たり大体平均的に1.7人ぐらいでしょう。県営住宅に入っておられる方だったら、一人か二人のところもたくさんあると思います。そうすると、今後は極端に速いスピードで空き室がいっぱい出ますよ、このまま放置すると。これを早く民間資本に委ねて、民間でリフォームをして、新しい時代に合った核家族に対応できるような間取りを、民間の資金で造り直していただくんですよ。そうして住まわせるとまた使えるんです。小さい部屋がたくさんあるけれども、家族が少ないんですからそういうのは今の時代に合わない。今建っている住宅、30年、40年、50年前というのは家族が多いときの住宅です。そういうのは、時代とともに手を入れていかなければ、余計に厄介になる。それはもう公費で手を入れるべきでない。民間資本でやっていただけたらいい。

是非、真剣にやってもらいたい。徳島県から国土交通省の住宅局と戦いませんか。今、全国の地方創生は、地方分権とともにやらなければならないんです。地方のことは地方で我々が自ら考えて汗を出してやっていくのが、地方創生であり地方分権なのです。地方分権がこの頃ちょっと薄れています。どちらかという議論が薄れています。しかし、地方創生は、石破衆議院議員もおっしゃっていますけど、金だけを地方に回せというだけではいけないと。自分たちで考えなさいというのが、石破議員の口癖です。我々に非常に重いボールを投げられていると思うのです。その重いボールを国に打ち返さなければいけない。思い切った施策ができるように、県の重要要望事項のうちの一つに入れてもいいと思います。自民党の幹事長にもこういう話を進めて、売りやすくできるように、そしてそのお金を来るべき災害にしっかり備えて被害を減らしていく、そして人の命を守っていくという政策に転換すべきだと私は思います。

そういった面で、まずは県営住宅の早期の売却を私は提案したい。これは、県土整備部と一緒にするのはいけない。これは、財政当局が主導権を持ってやっていただきたい。部長、決意を。

吉田経営戦略部長

ただいま樫本委員から、県営住宅の在り方について重い御提言を頂いたところでございます。

この問題につきましては、そもそも県営住宅は何のために作られているのかというところにさかのぼって考えますと、まずは低所得者のための住宅の確保という観点がございます。ただ、一方で純粋な財政的な観点から申し上げますと、売却すれば財源になる。あるいは、経営することによって長期的な安定的な歳入が得られるという見方もできるわけがございます。また、一方で産業的に見れば、例えば人口が減る中でこの規模を維持することが民業の圧迫につながる可能性があるのではないかという見方もできます。様々な立場によっていろんな見方ができると思います。やはり、これは国の動向が絡んできますけれど、そもそもの方向は弱者のための住宅をきちんと確保していくという政策目的のために

作られた、その目的を達成するための手段として今のやり方が行われてきたわけでございます。

ただ一方、委員が御指摘のとおり、核家族化の進展、家族構成の変化、あるいは施設の老朽化をどう維持していくのかという観点から見たときに、今のやり方を続けるのが正解なのか、それとも委員がおっしゃるように売却するような形でほぼ委ねる形があるのか、それとも一部リフォームの維持管理を民間のノウハウを使っていくとか、そういった新しい考え方を常に考えていくことは必要なことでございます。実際に、最初に委員から御指摘いただいたPFI方式でございますが、これは、今までなかったところにお金の流れを生み出すからくり、仕組みづくりという発想から出てきております。こういったものにつきましても、県営住宅についても、今までこういう制度だったからこのままでいいんだということではなくて、どういうことが県民の方々のために一番良い形になるのか、長期的に持続可能性を確保していけるのかという観点から、検討していく必要があると思えます。

そういう意味で、全体的な大所を見ている私の観点から、この議論は県全部でしっかりと問題提起をしたいと思えますけれど、我々どこまでできるかと申しますと、あくまでも住宅政策の中の柔軟性の一つでございます。私どもの観点、そして住宅政策を行っている立場からの観点といったものを踏まえながら、しっかりと議論をして将来に向けてのお答え、あるいは制度改革が必要になるのであれば政策提言というような形で具現化をしていくというように検討を進めさせていただきたいと思えます。

樫本委員

今、部長がおっしゃったことは、よく分かります。理解できます。しかし、このまま放置しますと余分な財政支出が必要になってきますので、早いうちに決断をして、適切に次の新しい投資をして経済を回していく。住民のニーズに答えていく。県民のニーズに答えていく。そういう形を取るのが、私はいいと思えます。これは、民業の圧迫には当たらないと思えます。民はどんどん新しいマンションを必要でないのに建てていっている。人口減の中でも、徳島県でもどんどん建っています。これは行き過ぎていると思えます。しっかりと財政当局が先頭に立って、財政の健全化のために、そして新しい時代の投資のために、しっかりと財政、収入の確保に努めていただきたい。

その印の一つとして、例えば県営住宅を売却してはどうかという、これは喫緊の課題です。是非、いい方向に御検討いただきたい。リーダーシップを持って努めていただきたいと思えます。

岡委員

今、樫本委員のお話を聞いていまして、何点かちょっと分からない点があったので、より詳しく教えていただきたいのですが、新しい歳入・歳出改革ということをおっしゃってました。新しい歳入の例というか、私の聞き方が悪かったのかもしれませんが、例示としてインターネットを使っての公募で県有の未利用財産の売却のようなものがありますということだったんですけど、それって新しい歳入改革なんですか。

未利用財産を多分洗い出しもしていると思うのですがけれども、今までにどれぐらい売却

がされて、どれくらい残っているのか。長期にわたって残っているようなものがあるのであれば、何で売れないと思うのかということも挙げていただきたいと思います。

平井財政課長

まず、財政構造改革の基本方針の観点から財政課として御説明をさせていただきます。

先ほど、御紹介させていただきましたインターネットの関係でございますけれども、委員お話しのとおり、県庁全体での未利用財産の整理があるわけでありまして、それをいかに高く売却するための手立てといたしまして、全国に知っていただくということからもインターネットを活用しての入札制度を手法として採用し、やってきたという経緯がございます。その点について、例示的に御紹介をさせていただいたところでございます。

岡委員

未利用財産が大体でいいんですけど、どれくらいあって、長期的に残っているような物があると思うんです。なかなか売却できない、上げているけどできませんという物に関して、どのようにお考えですか。インターネットに載せて、検索すれば全国でなく世界中の人が見られるわけですね。それでもなかなか売れない。ポンポンと上げていくごとに売れているならいいんですけど、なかなかそんな現状でないと思うんです。そこら辺に関して、どのようにお考えになっているのかをお聞きしたんですが。

福家施設最適化室長

未利用財産の処分につきまして、最近の取組でございます。

平成26年度は12件で約3億1,500万円、平成27年度は11件で約5,000万円、平成28年度は23件で約28億2,800万円、平成29年度は17件で約8億8,600万円の売却をしております。平成17年度から平成29年度までの13年間では、187件で約31万3,000平方メートルの土地を売却いたしまして、約99億円の売却実績がございます。

現在残っております未利用財産の状況でございますが、県が保有します用途廃止をいたしました普通財産のうち、売却中とか貸付中などのものを除きました、いわゆる未利用の土地ですけれども、ちょっと古いデータになるんですけども、昨年7月1日時点で土地が69件ございます。

委員が御懸念の、長い間未利用財産として残っていて本当に売れないような土地というのは確かにございます。理由は、旗ざお敷地、要するに間口が狭くて奥が広いような旗ざお形状の敷地であったり、あるいは土地の状況、南側に高いマンションが建ってきたとか、いわゆる敷地の状況によりまして売却できていない土地がございまして、私のほうも未利用財産リストというものを県のホームページ上で昨年度アップしまして、民間の方々にも是非とも購入いただいて活用してしていただきたいという取組はしておるところでございます。

岡委員

今売れてない所の土地のお話も頂きましたけれども、形状が悪かったりとか、土地の状況が悪いというようなお話でした。担当者が、形状が悪かったりとか状況が悪い所を買っ

てくれと言ったって、買いますか。個人的に聞きたいんですけれども、あなたが民間で会社をされていて、この土地、形状が悪いけど買って欲しくないかと言われて買いますか。

福家施設最適化室長

確かに、形状が悪いとか条件が悪いような敷地に関しましては、購入意欲が湧かないと思うんですけれども、行政目的を終えまして普通財産になった敷地というものは、そういう敷地の形状とか条件という土地はございますので、できる限り努力をしまして、できましたら周辺の住民の方々に活用していただけるような、それに向けての努力をしたいと思います。

岡委員

新しい考え方というのは、そういう状況が悪かったりとか形状が悪いかもしれないけれども、それをどうやって例えば新しい県の歳入であったりとか、県民の皆さん方に喜んでもらえるような使い方をするのかと考えるのが、新しい考え方ではないでしょうか。さっきから話を聞いていたら、インターネットの話もそうですけれども、そんなものどこでもしているし、前からあるじゃないですか。売ってしまったら新しい歳入と言っていますけれども、売ったら次は入ってこないですよ。あるうちはいいですよ。売れるんだったらいいですけど、これはいつ売れるか分からないわけですから、はっきり言って当てにできない金なんですよね。それを新しい歳入という捉え方をしているというのはどうなのか、いかがなものかと正直思います。

未利用でなかなか売れない土地なんだったら、県であったり市であったりとか、例えば地域住民のためにこういう使い方をしたいというような案を出していきながら利用価値を考えていくことも一つの考え方として入れておかなければいけないのではないかと。何でもかんでも売却したら、そらお金も入ってきますし、税金もあるでしょうから払わなくていいとかいうこともあるんでしょうけれども、そういう土地をいつまでも置いてても仕様がな。であるならば、行政の本来の役割というのは、やっぱり地域住民に対する福祉であったり地域住民の皆さん方がより豊かに生活できるようなことを、皆さん方から預かった税金でやるというのが本来の行政のやるべき仕事ですから、一旦は県の土地としての役割を終えたかもしれないかもしれませんが、また違う形で、例えば行政が地域の皆さんの行政サービスに資するようなことをするとか、放っておいて買って欲しくないかと言ったって、状況が悪かったらそんなに簡単には売れません。だったら、違う使い方を考えるとか、私は新しい行政の在り方ではないかと思えます。

その辺に関しては、何でもかんでも売却でなくてもいいと思うんです。とにかく金にしないといけないものでもないと思います。本当に地域の人たちが必要で、こういう土地にこういうことをしてほしいということがあったら、そこに予算を割いてでもそういう事業をやっていくことによって県の土地として持っておいて、地域住民の福祉であったり行政サービスの向上につながっていくわけです。とにかく売却しないといけないので、売却ですというような、一旦固まってしまったような考え方を改めて、柔軟にいろんなことに対応していただきたいと感じましたので、そのことは強く要望させていただきたいと思えます。土地の状況を見て、これだったらこういうことに使えるかもしれないというア

アイデアをもっとどんどん出していただきたい。皆さん方もアイデアを持っている方もいらっしゃるでしょうし、それをどういう形にしていくかということも一つのやり方だと思いますので、そういう視点もしっかりと持っていただきたいと思います。

あと、歳出のほうは、余り具体的な話がなかったような気がしますので、こちらからお聞きいたします。去年2月議会の代表質問で、補助金と助成金の改革をしないといけないのではないか、しっかりと見直しをしないといけないのではないかということをお聞きしました。それに関して、何か進展であったりとか、去年とはこういうことを変えてこういう視点でやっていますというようなものがあれば、お答えいただきたいと思います。

平井財政課長

ただいま岡委員から、御質問を頂戴しました。御質問の中にもございましたように、本年2月議会の本会議におきまして、岡委員から補助金、助成金につきまして、抜本的な見直しを進めるべきとの御質問を頂戴いたしたところでございます。理事者のほうからは、予算編成におきましてはそういった補助事業を含みます歳出全般にわたりまして、県民目線・現場主義に立って、全庁一丸となってゼロベースでの視点での見直しを行っているところでありますけれども、これにとどまらず今後、より一層限られた財源の中で課題をしっかりと見極めて歳出の重点化を図るなど、必要な見直しに努めていきたいというような御答弁をさせていただいたところでございます。これに対して委員から、将来の県財政の機能を更に確かなものにするために、より一層の無駄、不必要なものの削減を進めるべきであるといった骨子の御提案を頂いたと承知をいたしております。

このような御論議、御提案を踏まえまして、来年度の予算編成に向けましては通常夏頃から全庁を挙げての来年度予算編成の本格的な作業に着手していく予定でございまして、その一連の作業の中におきまして、この度御提案を頂いておりますゼロベース視点での徹底的な見直し、県民ニーズを的確に捉えた政策創造といった点について、十分に意を用いることができますように、現在財政課といたしまして夏の作業に向けまして、この予算編成の制度設計に取り組んでいる状況でございまして、

岡委員

さっきから、樫本委員の質問のときもそうだったと思うんですけども、正直言って何を言っているのか分からんのですよ。具体的にないということなんですね。特にこういうことを変えますとか、こういうやり方を入れてみたいと思いますということはないということですね。

平井財政課長

平成31年度の予算編成に向けまして、しっかりと具体的に対応させていただきたいと考えておりまして、その詳細につきましては、これからの検討の部分もございまして、方向性としたしましては大きく二つございます。

一つは、全庁一丸となったゼロベースの見直しの中で、より一層の見直しを引き出すというための仕掛けづくりでございまして、それに連動して真に必要な政策が要求できる仕掛けづくり、この二つをセットで、これまで以上に組み込んでいきたいと考えている

ところでございます。

岡委員

聞いたほうも悪かったのかもしれませんが、言っていることがさつきと余り変わってないですね。抽象的なような気がします。歳入改革をするのは当然です。歳出改革も当然ですけど、補助金や助成金を見直すのが一番大きいと思います。長年にわたってずっと出ているようなお金があるでしょう。先ほど県営住宅の話もされてましたけれども、時代は変わっているんです。要るものもあるだろうし、これから新たに要る補助金・助成金もあるだろうし、今まで出してきたけどこれは民間でやってもらってもいいというものもあると思います。そういうものをきちっと仕分けて、ひょっとしたら総額は増えるかもしれませんが。別に減らせとだけ言っているわけではないので、絶対にこれはやらなければならないという必要があるところにしっかりと予算配分ができるようにしてくださいという話をしていたのですが、夏から編成が始まるんでしょう。もう暑いですよ、気温で言ったらもう夏ですよ。今から考えますというのでいけるんですか。方針もまだ決まってないですって、正直言ってやる気がないのか、今までどおりでいいのではないかと思っているのではないかと思っておりますけど、どうなんですか。

平井財政課長

これまで以上に、しっかりと取り組んでまいる所存でございます。夏頃と申しあげましたけれども、具体的な作業として全庁を挙げて財政集中見直し期間というのを設けておりまして、それが8月下旬からスタートです。先ほど御説明させていただきました方針を具体的にどうシステムに落とし込んでいくのかということにつきまして、鋭意検討しておりまして、しっかりと成果に結び付くように取り組んでまいりたいと考えております。

岡委員

もういいとも言えないので、ちゃんとチェックをしてください。今までもしていたんでしょう。今までしていたのでは、やり方が不十分だと思いますよ。本当にゼロベースでどこまでが 필요한のか。今後、徳島県がこういう方向に進んでいくと知事が言っているんでしょう。それに向けて本当に必要な補助金であったりとか助成金であったりとかいうものの改革をしないと、本当に将来的に徳島県は潰れますよ。

無駄はいっぱいありますんで、それを本当にきちんとチェックできるような体制作りを必ず8月末までにやっていただくように。そのことはまた報告をしてください。それを要望させていただいて、今日は終わりたいと思います。

中山委員

先ほど、岡委員の質問で、魅力がない未利用地をどうするかというのは非常に大事なことであって、今、正に徳島県は、他県から比べたら魅力のない県だと言われております。その辺をどうするか皆さん一生懸命考えられているはずだと思うので、やはり未利用地に関しても、魅力のないものを、いかに魅力的なものにするか。例えば、旗ざおの土地だったらアクセスの土地を買い足すとか、発想の転換をして魅力のあるものにするにはどうし

たらいいかというのを、もっと考えていただきたいと思います。

先ほど県営住宅の話が出ましたので、最近このPFIで県営住宅を建て替えたと思うんですけども、エレベーターがありましたよね。大阪北部地震でエレベーターが長い時間、止まってしまいました。そのときに、例えば高層階に住まわれている高齢者の方がいるのかどうか。ちょっと分からないかもしれませんが、では仮に県庁舎で障がいのある職員さんもいらっしゃると思うんですけども、足の不自由な方がいらっしゃった場合に、仮にエレベーターが止まったら、その人の避難がちゃんとできるのかどうかというのは考えられているのでしょうか。

中西管財課長

ただいま、県庁舎の災害時のエレベーターの件について御質問を頂いたところでございます。

万代庁舎の行政棟のエレベーターにつきましては全面改修が終了いたしておるところでございます。非常の際についても対応ができているものと理解しております。

中山委員

対応できてといってもどんな地震が起こるかも分からないし、やはり機械ですから止まる可能性もあると思うんです。人事課が所管しているので、高層階で障がいを持っている方は働いているのでしょうか。

黄田人事課長

障がい者の方につきましては現在、身体障がい者の方に限りまして選考考査というのをやっております。直近でございますと、平成29年度につきましては、採用予定が3名の方という形で、実際に3名の方を採用しておるところでございます。

配属先につきましては、それぞれ業務内容等、職場の執務環境等を考慮いたしまして、この万代庁舎、それから東部の各局でありますとか、総合県民局のほうにも配置をしているところでございます。

平成29年度に採用された方につきましては、今のところ4階と2階のほうに配置をしておるところでございます。

中山委員

今回の地震で、災害弱者対策というのにもう一回スポットを当てるべきだと思うんです。やはり4階といえども、エレベーターがもし止まってしまったら、その人はどうするのか、どういうふうに避難させるのかというのは、恐らく部局内で検討はされていると思うんですが、今一度、県庁が率先して災害時における避難要介護者、災害弱者の人たちをどうするかというモデルになって、お手本を示していただきたいと思います。

それと、今、藤本次長の前に大きなファイルがあって、県庁の職員さんはいろんな大きなファイルを持たれています。各部署をお邪魔したら書類が山のようになっているんです。キャビネットの中にもこういうふうなファイルがあると思うんですよ。何が言いたいかといえば、大きな揺れがきたときに、それは下手したら凶器になるおそれがある。頭に

当たったら死亡事故につながるおそれもあると思うんです。電子行政推進課というのがあるので、やはり紙媒体というのは、もうそろそろ止めにしたらどうか、減らしていくべきだと思うんです。入札も今、電子入札になっていると思うんですけど、行政がいろんな書類をこれだけたくさん抱えて、保管場所にも困るし、5年・10年保管というのは義務付けられているので、これを契機に電子化をもっと飛躍的に推進していくべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

桑村電子行政推進課長

ただいま委員から、電子決裁につきまして御質問を頂きました。

本県につきましては、平成22年10月から電子決裁システムを運用しております。紙ベースでのチェックが必要な場合、文書番号が不要な軽微な回答などを除きまして、立案や文書番号取得に関しては、基本的には当該システムを利用しているところでございます。また、決裁が完了した文書につきましては、電子決裁システムから文書管理システムにデータを送り込みまして、電子的に保管してるところでございます。

ただ、このように電子決裁システムを利用してるところではございますけれども、立案文書の大半につきましては紙を使用いたしまして、紙の添付資料と併せて紙での回覧決裁を行っている実状もございます。

このような状況でございますけれども、添付資料を含め、全てを電子決裁すれば物理的な書類のファイルは少なくなる、なくなるということでございます。この大量の紙文書をPDF化する手間もございますし、また決裁のときに内容の確認のしやすさ、修正のしやすさなどもありますことから、まだまだ進んではいない状況ではございますけれども、最終的には電子決裁をしたほうが効率的であるという観点から、今後とも電子決裁の推進に努めてまいりたいと考えております。

中山委員

私も今、本当は図書にしても本屋さんで購入しなくてはいけないんですけども、ほとんど電子書籍を利用しています。目が悪くなってなかなか見にくいですし、非常に便利です。何冊も本を持たなくてもいいし、KindleアプリだったらKindle1冊で辞書機能も付いていて非常に便利になってきて、そういうのを利用しているので、その便利さを本当に今よく分かっています。いろんなソフトを使えば、検索も速いと思うんです。ですから、もうこの際、しっかりとペーパーレス化に取り組む必要があると思います。我々も頂く書類がたくさんあって、なかなか積読になってしまっている部分があるので、それも含めて電子化していただければ非常に助かると思います。電子行政推進課という課がちゃんとあるんですから、しっかりと機能できるように検討していただきたいと強く要望して終わります。

黒崎委員

防災時の避難道路のブロックのことでも聞いておこうと思っていたんですけど、今日はそれよりももっと大きい県所有の不動産のお話が出てまいりました。それで、この県所有の不動産を今、どのような評価で台帳整理されているのか。そのあたりを聞いておかなければ

れば売るとなっても、買ったときの値段で評価しているのか。あるいは、今の路線価で評価して評価額を決めて出しているのか。あるいは、買ったときの原価で評価して、売るときに路線価でまた評価し直すのか。いろいろなやり方があると思うんですけど、この地方自治体というのは、そのところをどのようにやれるんでしょうか。

民間の会計制度を入れる、総務省モデルを入れるというのは、もう何年も前から言われておることです。それはそれでいいと思うんですけど、一番遅れているのは固定資産、不動産の評価、権利の移転が起きたときにどのようにもっていくのか。少なくとも国民の税金で購入したものに対して、その再評価が必要なのか、必要でないのか。そのあたりの議論は、一体どうなっているのですか。それをまずお伺いしたいと思います。その後、またブロックの話に戻りたいと思います。

福家施設最適化室長

不動産の鑑定のことですけれども、購入時につきましては、購入したその時点での鑑定を行いまして帳簿に登録しまして、減価償却はせずに、何年かたちまして売却する場合は再度、不動産鑑定をとりまして売却価格を決めて売却するようになってございます。

黒崎委員

もう1回確認です。買ったときは買価で計上するということですね。不動産台帳にもそのように計上されるということですね。今度、不動産台帳から、その不動産の移転・売却が起きて、売却するときには不動産鑑定士に鑑定を受けて、売却損が出ようが売却益が出ようが売っていくという考え方ですね。分かりました。

では、今の徳島県の不動産台帳に一体どれぐらいの金額があるんでしょうか。分かるでしょう、すぐに出ているはずですよ。貸借対照表を見たら資産がパッと入っているでしょう。不動産はどれだけぐらいあるんですか。言えないのですか。

喜多委員長

小休します。（14時11分）

喜多委員長

再開します。（14時12分）

福家施設最適化室長

有形固定資産のうち、事業用資産の土地でございますけれども、894億7,900万円となっております。

黒崎委員

894億7,900万円の土地があるということですね。今、私が聞いた金額というのは、買ったときの金額ですね。では、土地というのは何口あるんでしょうか。分かるはずですよ。何口で幾ら出て出ているはずですから。

福家施設最適化室長

すみません。手元には資産の明細につきましては個々に持っておりませんで、手持ちではないということをごさいますて、帰りましたらお調べして御報告させていただきます。

黒崎委員

明細がすぐに出てこないというのは、おかしいですよ。今のは、土地を所有しているのが何箇所あるかという問いなんですよ。県が所有している県の地面に、ちゃんと徳島県と書いてあるのが何箇所あるんですかという問いなんですよ。それがすぐに出てこないというのは、財産を管理するこの部局としては、おかしいと思います。

私もよく分かってないんです。総務省が作った会計モデルを当てはめて、でも今までやってきた行政の会計というのと丸っきり違うんですよね。一番違うのは、不動産をどう評価するかということです。税金が入っている不動産ですから、それがよく分からないので質問をしたまでです。

今、樫本委員もおっしゃった未利用の土地がある。そこは私も同じように売却すべだと思えます。売却して、できるだけ流動資産を増やしていったほうが良い、その流動資産で防災に充てられる部分は、しっかりと充てていく、正にそのとおりだと思うんです。ところが、その管理するこの部局がまだその程度であれば、売却するにも他人任せになってしまうということが一つ。評価というのは他人任せにできるから、そこにはちゃんとした管理が本当にできていくんだらうかという心配があるんです。今日、こんな質問をするつもりは全然なかったんです。全然なかったんですけど、これが民間の企業だったら、一番大事な動産、不動産の話ですから、そんなこと絶対ないですよ。

ここでお願い、要望したいんですけど、総務省モデルを入れて民間に近づけると言うのだけど、本当に本気でやられるんだったら、本気でやっていただきたいと思えます。そうしなかったら、今言っている不動産を売るとかいうことになっても、誠に遅い対応になってくるんじゃないかと心配しました。

あと、税率も変わりますよね。いろいろ変わりますから、それもちょうんと付加されて、今日売ったとしたらどれだけの金額になるのか。常に評価というのを他人任せではなく、自分のところでもある程度、評価しておかないといけないと思うんです。ところが、不動産鑑定士に、この八百九十何億円の評価をしてくれと言ったら、ものすごいお金が掛かると思えますよ。そんなのでいいのかという心配もあります。ただ、不動産鑑定士を通さなければ駄目だというのは国の行政が、土地を所有する金額について民間の方式で丸っきりやるということになると、不動産鑑定士を通さないといけないのかと思ったりもするんです。そこのところも、法律的にはどうなっているのですか。丸っきり分からないから、聞いているんです。

平井財政課長

ただいま、総務省モデルということでの御質問を頂いております。

御承知のとおり、複式簿記を導入いたしまして、従来、国家基準による単式簿記現金主義で推移してきたわけをごさいますけれども、おっしゃるように資産の概念でございますとか、発生主義を取り入れるということで、平成19年決算あたりから複式簿記に取り組ん

できているところでございます。そうした状況の下で、やはり全国比較をする際にばらつきがどうしてもございましたので、委員御指摘のとおり平成27年1月に、統一的な基準によるマニュアルというのが示されたところでございます。

おっしゃるように、その中で基本になりますのが、やはり固定資産台帳。これを、まず全国統一したもので整備していこうと、平成27年度、平成28年度にシステムの準備をさせていただきまして、徳島県としても基本的な入力をしていきまして、この度、平成28年度決算ベースで、全体的なこういった基準に基づく財務書類を作成いたしまして、平成28年度決算のものを平成29年度末に公表させていただいたという状況でございます。

したがいまして、進化させていくべきポイントはあろうかと思えますけれども、まずはベースをそろえまして取り組んでいるということ、それと、全国的にはまだ公表までは至っていない県もございますので、徳島県としてはそういったところが出そろい次第、しっかりと分析して全国比較してどうなのかということも把握しながら、今後、この複式簿記の概念の活用というのをしっかりと進めていきたいという状況でございます。

黒崎委員

今の質問でちょっと分かってきました。あと何箇所が出てないのですか。

平井財政課長

この基準、市町村を含めて全てについてという状況でございますけれども、都道府県ベースで申し上げますと、38団体が公表済みでございます。残り9団体が未公表という状況でございます。9団体についても、追い追い発表されるのではないかと考えております。

黒崎委員

あと9団体が出た時点で、所有する土地の評価というのが大体分かってくる、どんな手法で評されるかということも分かってくるということですか。もう1回聞きますが。

平井財政課長

全国比較という意味におきまして、徳島県の財務状況がどうなのかというのがより明らかになりますのが、残り9団体がそろった状況のときになると。一方で今現在、徳島県といたしましてもこの固定資産台帳を整備してきておりますので、現在の整備状況につきましては、ちょっと今手元にない状況はございますけれども、現在整備ということで、内容については御説明をまた改めてさせていただきたいと思えます。

黒崎委員

分かりました。それが分かり次第、またお教えいただけますようによろしく願いいたします。

それとは丸つきり話が変わりまして、大阪北部の地震がありました。徳島県が所有する建物、通路、それに付属する物体、そういった所に、やっぱりブロックを使っている所もあるんじゃないかと思うんです。そこの所の点検は、ちゃんとやっておられるのか、今か

らやりますということだったように思います。ブロックというのは、中身が見えないじゃないですか。よく問題になるのが中身に鉄筋が入っているか入っていないか。これは、外から見て分かるものなんでしょうか。あるいは、分からないのだったら何かの機械を使ったら分かるとか、点検するのに何か特別な機械のようなものがあるのかなのか教えてください。

福家施設最適化室長

ブロック塀の安全点検のことですけれども、基本的には、全国建築コンクリートブロック工業会が出しております診断のカルテがございます。例えば、高さですとか塀の厚さですとか、透かしブロックが有るか無いかとか、控え壁が有る無しというふうな点検の項目がございます。現地に行きまして、そういう点検を行った後に安全か否かの数値化した判断が出せるカルテを使って、安全点検をやろうと考えております。

その中で、先ほど黒崎委員がおっしゃいました鉄筋でございます。報道などでも、鉄筋の有無が非常に問題になっておるわけですが、カルテの中では残念ながら鉄筋につきましては、評価の点検の項目には入ってございません。

厳密にやろうと思えば、鉄筋探査機というのを使ってやる。あるいは、切って鉄筋が有るか無いかというのを試してみようというふうなことしか方法がないかと思っております。

黒崎委員

ということは、そういう方法も使ってみようと思っているところでしょうか。どうなんでしょうか。

福家施設最適化室長

県有施設につきましては、金曜日に危機管理会議がございまして、その席で指示されましたように緊急の安全点検を行うということで、調査を施設の主管課のほうに依頼しまして、知事部局に関しましては、県営住宅を除きまして管財課で集約するということになってございます。その調査の方法は、基本的に先ほど申しました全国建築コンクリートブロック工業会の診断カルテを使いまして行うということになってございますので、鉄筋については点検の項目として入ってございません、指示してございません。

黒崎委員

その機械は、高いんですね。機械をお持ちの会社に委託して調査してもらおうというやり方もあるんじゃないでしょうか。機械まで購入してやれというわけではなくて、本当にどっちか分かんないと、それも背が高かったりする場合、ましてや、仮にこの通り道が避難道になってますよみたいな所であれば、そういうところに委託してやってもらうというお考えは、これっぽっちもありませんか。

福家施設最適化室長

すみません、先ほどの診断カルテですけれども、鉄筋の有る無しの評価の項目があるん

ですけれども、外部から目視だけでは評価ができないということで確認不能であれば零点であって厳しめに評価をするということになってございます。委員がおっしゃるように機械を使って鉄筋が有りますというふうな結果が出ると、安全性の評点が高まるということになってございますが、現在のところは外部に委託して、そこまでやってほしいという指示は出していないという意味でございます。

黒崎委員

零点である場合は、ズバッと取壊しというふうな指示を出されますか。そうじゃないと私は意味がないと思います。どうなんでしょうか。

福家施設最適化室長

この診断のカルテでございますけれども、評点が確か100点だったと思うんですけれども、55点未満につきましては危険であるということで、何らかの対策が必要であるとは考えております。ですから、そういう部位がありますと、通行人や施設の利用者であるとかの方々に立ち入らせないように、応急的な安全措置というのを取ります。その後に、早急に安全対策工事を行わなければならないと考えてございます。

黒崎委員

安全対策工事というのを今ちょっと教えてもらったんですけど、補強ということによろしいですね。

福家施設最適化室長

確かにコンクリートの擁壁でありますとか、鉄のパイプとかによります補強、あるいは段数、高さを低くするというふうな建築基準法の施行令に合致したようなものにするというふうな工事になるかと思えます。

黒崎委員

もうこれ以上は聞きません。とにかく、その診断カルテでチェックして、しっかりと危ない所を洗い出して、補強するべきは補強する、取り壊すべきは取り壊すという、ちゃんとした姿勢を県は取っているというふうなことを行っていただきたい。要望して終わります。

元木委員

先ほど、財政健全化の話ですとか、電子行政の推進等で議論がありましたので、そういったことを踏まえまして、働き方の問題について少し私なりの質問をさせていただけたらと思えます。

県におきましては、もう数年来からICTを活用したテレワークですとか、あるいは県庁版サテライトオフィス、そしてまた介護する方へ配慮した働き方と、様々な改革を進めてこられたところでございます。一方において、世の中で働き方改革が言われる中で、県下でも教育現場などでは特に率先して、超過勤務の縮減等に向けた取組を進めていこうと

ということで、パソコンを使って入庁や退庁の管理をしたり、あるいはもう施設の施設自体の時間を決めてしまうとか、いろんな取組が進められておるわけでございます。

今、県全体の財政の中で人件費の抑制ということが大きなテーマとなっておりますけれども、実際のところは、部局ごとの超過勤務の実態はどういった状況で推移しているのか。特に、これまで県が行財政改革で取り組んできた職場の働き方の一連の改革が、どういった影響を及ぼしてこられたという評価を、どんな評価をされているのかといった点についてお伺いをします。

黄田人事課長

ただいま、職員の超過勤務の状況について御質問いただいております。

委員からお話ございました超過勤務の状況でございますけれども、これまでの現状で申しますと、部局ごとというのはちょっと手元にないんですけど、この万代庁舎、それから東部、県外の本部、それ以外の庁舎という形で分類をしておるところでございます。

例えば、平成29年度でございますが、万代庁舎は平均で23.8時間、それ以外につきましては、11.8時間ということでございまして、前年の平成28年度と比較いたしますと、この万代庁舎ではマイナスの0.9時間、それ以外ではプラスマイナスゼロという状況でございます。

やはり、超過勤務の削減に向けましては、先ほどお話ございましたように平成29年度から働き方改革推進方針を策定いたしまして、ノー残業デーにおける定時退庁の徹底でありますとか、超過勤務時間数の見える化、それから働き方改革の宣言の実施等々の取組を行いまして、職員の意識改革を行ったところ、この平成28年度から平成29年度でございますけれども、平均では超過勤務時間が削減され、意識改革による一定の成果が出ているものと考えておるところでございます。

元木委員

モバイルワークの推進等を活発に情報発信等をしておられる職員の方もおいでて、すばらしいと思う一方で、こういった働き方を変えることに伴って、なかなか上司と部下のコミュニケーションとか、組織内の意思疎通の面などにも支障が出る面があるのではないかと感じる時もあるんです。そういった組織、部局ごとの連携を密にするような施策というのは、何か併せて取り組まれておられるんでしょうか。とりわけ、部下の働く状況を上司の方がどういった手法で管理をされておられるのかということについて、もし分かるのであればお願いします。

黄田人事課長

テレワーク等のお話ございましたけれども、超過勤務縮減に当たりましては、所属内で、やはり管理職のマネジメント強化、いわゆる超勤縮減に向けましての取組を徹底するというところで、仕事内容の見直しでありますとか、職員一人一人の方の意識啓発、それから業務改善の見直しと、そのあたりの取組というのは絶えず行っていく必要があると考えております。

また、実際にテレワークという形でサテライトオフィスでの勤務でありますとか、在宅

勤務等をしている職員もごさいます。これにつきましては、利用対象者を全職員に今拡大しているところをごさいまして、実際にテレワークを在宅等で行うことになりましたら、やはり所属内の情報共有、コミュニケーションも必要になってこようかと思ひます。そのあたりは、担当内、また所属内で、管理職、また担当リーダーが十分気配り、情報共有を密にして、いわゆる働きやすい環境づくりに努めているところをごさいます。

元木委員

今、県も民間企業と歩調を合わせる形で、このテレワークというのを推進しておるわけをごさいますけれども、これまでの成果をしっかりと分析・評価していただき、これからの時代に合った取組を、また更に加速していただきたいと思ひ次第をごさいます。

あと、人事に関してですけれども、民間の経験者を入れるということで、採用試験の在り方などの見直しもしているという報道もごさいました。一方で、採用の辞退者というのもおいでるとお伺いしておるわけをごさいますけれども、近年におけるこの新規採用の際の辞退者数ですとか、その率の推移等を把握されておられましたら、お願いいたします。

黄田人事課長

ただいま、採用に当たっての辞退者数についての御質問をごさいます。

大学卒業程度の数字をごさいますけれども、近年の大学卒業程度の採用試験の辞退者数につきまして、この平成30年4月採用におきまして、人事委員会での合格発表後をごさいますけれども、20名の方が辞退されております。

それから、平成29年4月採用につきましては17名、その前の平成28年4月採用で13名という形で、やはり最近の厳しい採用環境等々もごさいまして、辞退者数につきまして増加傾向にあるというふうな状況で認識をしておるところをごさいます。

元木委員

増加傾向ということをごさいますけれども、この辞退の要因というのは、どういった点にあるとお考えであるのかお伺いをします。加えまして、私の提案ではごさいますけれども、この辞退者に対して任意でアンケート等を行って、辞退された方々がどういった理由で辞退されたのかということをお知らせいただくようなことはできないのかと。どうでしょうか。

黄田人事課長

辞退された方の理由というところをごさいますが、こちら聞き取りのできた範囲内をごさいますけれども、直近の過去3年の平均で見ますと、聞き取った中では、約4割の方が国への就職、約2割の方が民間への就職、約1割の方が市町村への就職という形で、どちらかと言いましたら採用の内定等が早い国等への就職による辞退者というのが増加傾向にあるのではないかと考えるところをごさいます。こちらにつきましては、今年度実施の大卒程度の採用試験のほうから、これまでも受験者の皆様から望む声が多かった早期の合否の決定という形で、早く合否の決定を知らせてくれないかという御要望も頂いている

ところでございますので、今年度実施の試験から最終の合否連絡につきまして、これまでより1月程度前倒しをして9月の初旬頃までには最終の合否の連絡ができるような形で進めてまいりたいと考えております。

元木委員

今、人手不足ということで、近年にまれに見る競争合戦というような様相を呈しているわけございまして、是非優秀な人材を少しでも確保できるよう、この辞退される方を減らしていくような取組について工夫を凝らして取り組んでいただきたいと思います。

そしてまた、先ほど委員からも障がい者の話もございました。自治体でも精神障がい等をはじめとした障がい者の雇用を率先して取り組まれている中で、やはり行政体自身も障がい者の方を積極的に雇用していくべきではないかというような話もよく聞きます。本県として、障がい者の雇用に向けた取組というのは、どういった状況であるのか教えていただけたらと思います。

黄田人事課長

障がい者の雇用の関係の御質問でございます。

委員からお話がありましたように、障がいのある方も含めてそれぞれの能力に応じて働くと、こちらを確保するということが大変重要なことと認識をしているところでございます。

これまで身体障がい者の方の採用につきましては、平成21年度から身体障がい者を対象とした選考考査というのを一般の試験とは別に実施することといたしまして、平成22年度実施の選考考査からは視覚障がい者の方や聴覚障がい者の方も受験しやすいようにということで、教養試験におけます点字による受験を可能にするとか、個別面接におけます筆談の受験を可能とするような形で、障がい者の雇用拡大に向けた見直しを行ってきたところでございます。

それぞれ職員の方につきましては、用地交渉でありますとか、ケースワーク、課税業務等々、庁舎外での仕事等もございます。また専門的な知識を必要とする業務もございまして、いわゆる障がいのある方も生き生きと活躍できる業務が、どういう業務があるかというのも、今後ともしっかりと見極めた上で、適切な人員配置ができるような形で取り組んでまいりたいと考えております。

元木委員

精神障がいを持たれておられる方の率もかなり高まっておりまして、そういった方の雇用のニーズも高まっておるわけでございます。是非、マネジメントの課題はいろいろあると思いますが、そういった視点もお忘れなきよう、障がいを持たれる方も健常者の方も生き生きと働ける環境づくり、採用計画等にも取り組んでいただきたいと思います。

最後に、私も最近ウォークビズということで、スニーカーを履いて歩いたりしているんですけども、今、糖尿病がまたワースト1位になって、いろんなところで糖尿病何とか

ということをお聞きです。やはり、職員の方が率先して肥満対策とか糖尿病に関わっていくようなことに対して積極的に意識を持って健康づくりに取り組むことが、課題解決につながっていくんじゃないかと思う次第でございます。特に、各部局の上司という立場にある方は、フラッグシップとなって、リーダーとなって組織を動かす立場でもあろうかと思いますが、そういう中で上司の方が率先して健康づくりに取り組む。そして、それが何かの評価に結び付いていくような仕組み作りをしたらどうかと思うわけでございます。この職員の健康づくりについて、今どんな取組を行っているのかお伺いをします。

麻植塚職員厚生課長

糖尿病についての対策についての御質問ということでございます。

糖尿病などの生活習慣病につきましては、早期に対処すれば、その進行、それから改善をすることができるということでありまして、職員の方が御自身でまず御自分の健康状態を把握することが必要であると考えております。

職員厚生課では、定期健康診断などを実施しておりまして、御本人の方にまず実施、更に所属長にも通知をしております。それから、糖尿病などの疾患を疑われる方につきましては、個別に御本人さんにも通知するとともに所属長にも通知いたしまして、受診の勧奨などを行っております。また保健師、産業医による保健指導を県庁で実施しておりまして、その体制作り、糖尿病の対策作りを行っておるところでございます。

管理職、職員の方に、こういった制度を活用していただきまして御自身、それから所属の職員の健康管理の増進に努めていただきたいと思いますと考えております。

元木委員

是非、働き方改革と連動させる形で、仕事もなるべくサッと切り上げて健康づくりに取り組む時間も割いていただきながら、やはり県民の模範となる立場として、率先して健康づくりに取り組んでいただきたい。

先ほどの公安委員会関係でも申し上げたんですけれども、例えば今まで自動車出勤されていた方でも、近くの方でしたらなるべく公共交通とか歩くとか自転車を使うとか、そういったことも工夫しながら、そしてそういったことをうまくされた方が評価されるような制度も工夫していただきたいということをお申し上げまして終わります。

長池副委員長

県議会が「とくしま藍の日」ということで条例を定めて、また7月も「とくしま藍推進月間」ということで、徳島県の色というのでも定めまして、非常に藍、ジャパンプルーを盛り上げようということでございます。

この藍の月間のときにホームページを見たら、45個も県内でいろんな藍の事業があるということでございまして、その一つに、議会ホールに飾ってある四国大学の方のデザインの藍の洋服もそうでございます。みんなで県民挙げて、そういった雰囲気を作っていこうというのはいいことだと思って、これも条例の一つの効果なのかと思っております。

皆さん藍染めの服を着られていますので、私もそれに参画しておるんですが、県職員の方がもっと身近に、こういった藍製品とか藍に触れられるようにということで、私の提案

としては単純なことです。県庁内でも藍の製品が買えたらというふうに思っておりまして、何でこんなことを言うかといいますと、3月の会長・幹事長会で私が提案したら、そのときの木南議長が委員会でやってくれと言われましたので、そのとおり指示に従ったまででございます。何か、県庁内で職員だけではなく、来庁者にもそういった御提案ができるような場があればという提案の申入れですが、ございますでしょうか。

麻植塚職員厚生課長

藍染製品の販売について、副委員長から御質問がございました。

県のこの庁舎におきましては、地下の売店がございます。県職員生活協同組合が運営をしております、食料品であるとか日用雑貨、それから衣服などを販売しているほか、NPO法人とくしま障害者授産支援協議会の藍製品を販売しております。生協の売店のコーナーの一角に、そのNPO法人のコーナーを設けておりまして、ハンカチやポーチ、それからつむぎ糸などを展示するとともに、カタログも置きまして販売できるような形にしているところであります。

現状から申し上げますと、一角の一部に藍製品を置いているということでありまして、少し目に付きにくいような展示方法になってございます。こうした点につきましては、例えば、すだちくんのネクタイのようにもう少し目に付きやすいような展示方法であるとか、藍製品の展示の充実などについて、生協に御検討いただくように伝えていきたいと考えております。

長池副委員長

よろしく申し上げます。私が言いたいのは、もうすぐ7月で藍の推進月間ですし、オリンピックを目掛けてもやっていますので、どの部局というか、全課全室それぞれやるべき任務があると思うんですが、せっかくこういう月間を設けているんですから、頭の片隅で何かできることがないかというのを考えていただけたら、そういう雰囲気盛り上がるのではないかと思います。

先日行ったある大会で、看板の文字が藍色でした。何とか全国大会という看板の文字が藍色で、担当者に聞いたら藍色を指定してきたということでありました。民間でもそういった藍に対して盛り上げようという機運がありますので、ここの経営戦略部だけでなく全部局に言いたいことなんです、是非、何かちょっと工夫してもらえたら、より盛り上がるのではないかという要望でございましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

喜多委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

経営戦略部・監察局関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、経営戦略部・監察局関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号，議案第3号

次に、請願の審査を行います。

お手元に御配付の請願文書表を御覧ください。

それでは、請願第19号の1「ひとりひとりを大切に作るゆきとどいた教育について」を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

吉田経営戦略部長

請願第19号の1「ひとりひとりを大切に作るゆきとどいた教育について」に関しまして、御説明させていただきます。

私立高校の授業料減免制度につきましては、県の負担による独自の授業料軽減制度の適用により、年収がおおむね350万円未満の世帯にあっては、国の就学支援金交付金に上乗せする形で、授業料軽減事業補助金により授業料を実質無償としております。

また、年収がおおむね590万円未満程度の世帯にあっては、授業料の半額を助成しております。

よろしくお願ひ申し上げます。

喜多委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件は、いかがいたしましょうか。

島田委員

ただいま、吉田部長から説明があったとおり、私立高校の授業料につきましては、低所得世帯では実質無料化がなされておりまして、年収がおおむね590万円未満の世帯は授業料の半額の助成と、制度としてかなり充実したものとなっているものと思います。厳しい県財政の状況の中で、非常に頑張っているものと考えられます。

このため、本請願につきましては、不採択とすべきものと考えますので、皆さん御賛同をよろしくお願ひいたします。

喜多委員長

それでは、請願第19号の1「ひとりひとりを大切に作るゆきとどいた教育について」は、不採択とすべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、請願第19号の1は不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で、請願の審査を終わります。

【請願の審査結果】

不採択とすべきもの（簡易採決）

請願第19号の1

これをもって、経営戦略部・監察局関係の審査を終了し、本日の総務委員会を閉会いたします。（14時53分）